

徳島県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	廃止
有限会社いずみソーシャル・サポート	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	ヘルパーステーションあい	板野郡藍住町東中富字敷地 傍示五〇番地一	重度訪問介護	令和五年十一月十四日	令和五年十二月十五日	
有限会社ケアサービ ス木村	徳島市北田宮三丁目三番四 一号	有限会社ケアサービ ス木村指定訪問介護 事業所	徳島市北田宮三丁目三番四 一号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	同 二十四日	同 三十一日	
森介護事業所株式会 社	板野郡藍住町矢上字原七八 番地五	マー介護事業所	板野郡藍住町矢上字原一九 〇番地一	同	同 月六日	令和六年一月 四日	
株式会社みやび	徳島市八万町下福万一五七 番地	ヘルパーステーショ ン おりいぶ	徳島市八万町下福万一五七 番地	同	同 十三日	令和五年十一 月三十日	
医療法人清樹会	板野郡藍住町奥野字和田七 一番地の一三	清水内科ヘルパース テーション	板野郡藍住町東中富字慶長 四七一	居宅介護 重度訪問介護	同 二十八日	令和六年一月 三十一日	
合同会社ハートフル	同 板野町大寺字楠ノ本	ハートフル介護サ ービス	同 板野町大寺字楠ノ本	同	令和六年一月	同 四月	

